

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第40号）第21条の8	廃棄物処理施設等の設置等の事前協議の結果の通知（焼却施設及び最終処分場に限る。）	廃棄物対策課

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第21条の13に掲げられている事項。
- (2) 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（平成7年規則第1号）第18条の11に掲げられている事項。

2 標準処理期間は、130日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。